

山口県報

平成31年
3月29日
(金曜日)

目 次

○公告

平成三十一年度山口県予算の要領の公表（財政課）……………一七

平成三十一年度山口県補正予算の要領の公表（財政課）……………一七



(八五) 平成三十一年度山口県予算の要領の公表

平成三十一年二月山口県議会定例会で議決された平成三十一年度山口県予算の要領は、次のとおりです。

平成三十一年三月二十九日

山口県知事 村岡 政

平成31年度山口県一般会計予算

平成31年度山口県の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ685,427,401千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。（地方債）

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賞金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の流用

(2) 第13款諸支出金各項に計上した予算額に過不足を生じた場合におけるこれらの経費の各項の流用

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款 税	歳 入	項 入	金 額
1 県 税	1 県 民 税	179,106,835	
	2 事 業 税	53,509,369	
	3 地 方 消 費 税	37,847,209	
	4 不 動 産 取 得 税	49,888,000	
	5 県 た ば こ 税	2,542,412	
	6 ギ ル フ 場 利 用 税	1,448,000	
	7 自 動 車 取 得 税	425,000	
	8 軽 油 引 取 税	991,000	
	9 自 動 車 税	13,895,412	
	10 鉦 区 税	18,354,433	
	16 狩 猟 税	9,000	
	17 産 業 廃 棄 物 税	11,000	
2 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	186,000	
		49,330,000	
		49,330,000	
3 地方譲与税	1 地方法人特別譲与税	25,740,800	
	2 地方揮発油譲与税	22,929,000	
	3 石油ガス譲与税	2,500,000	
		114,000	

6	農林水産業費	38,693,641
1	農業費	10,525,847
2	畜産費	505,203
3	農地費	12,169,065
4	林業費	7,255,117
5	水産業費	8,238,409
7	工業費	50,667,066
1	商業費	2,292,964
2	工業費	47,573,018
3	観光費	801,084
8	土木費	77,953,473
1	管理費	6,925,697
2	道路橋りょう費	32,630,480
3	河川海岸費	23,071,662
4	港湾費	7,731,917
5	都市計画費	4,607,799
6	住宅費	2,985,918
9	警察費	37,966,179
1	警察管理費	35,272,353
2	警察活動費	2,693,826
10	教育費	146,768,361
1	教育総務費	21,230,799
2	小学校費	41,333,113
3	中学校費	25,924,066
4	高等学校費	27,232,901
7	特別支援学校費	15,949,653
8	社会教育費	1,527,211
9	保健体育費	590,838
10	大学費	4,146,227
11	大学費	8,833,553
1	農林水産施設災害復旧費	7,080,040
2	土木施設災害復旧費	1,824,450
4	学校施設等災害復旧費	5,095,590
		160,000

12	公債費	94,101,527
1	公債費	94,101,527
13	諸支出金	76,197,000
1	地方消費税清算金	48,533,000
2	利子割交付金	277,000
3	配当割交付金	642,000
4	株式等譲渡所得割交付金	605,000
5	地方消費税交付金	24,924,000
6	ゴルフ場利用税交付金	299,000
8	自動車取得税交付金	660,000
10	環境性能割交付金	255,000
11	利子割精算金	2,000
14	子備費	200,000
1	子備費	200,000
合計		685,427,401

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
1	農業近代化資金の融 通に係る市町に對する 利子補給補助金及び県 が ⁵ 行う利子補給	平成3/年度から 平成5/年度まで		(1)	平成3/年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、4,050,000千円とする。	685,427,401
				(2)	利子補給を行った市町に對する利子補給補助金 は、年1.95%を限度とする額の1/2に相当する額 とする。	
				(3)	金融機関に對する利子補給額は、年1.7%を限 度とする額とする。	
2	漁業近代化資金の融 通に係る市町に對する 利子補給補助金及び県 が ⁵ 行う利子補給	平成3/年度から 平成5/年度まで		(1)	平成3/年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、1,800,000千円とする。	685,427,401
				(2)	利子補給を行った市町に對する利子補給補助金 は、年0.9%を限度とする額の1/2に相当する額と する。	
				(3)	金融機関に對する利子補給額は、年1.7%を限 度とする額とする。	
3	公害防止施設整備資 金に對する利子補給	平成3/年度から 平成3/年度まで		(1)	平成3/年度の利子補給の對象とする融資の総額 は、30,000千円とする。	685,427,401
				(2)	利子補給額は、年3.7%を限度とする額とす る。	
				(3)	平成3/年度の利子補給の對象とする融資の総額 は、30,000千円とする。	
4	産業廃棄物処理施設 整備資金に對する利子 補給	平成3/年度から 平成3/年度まで		(1)	平成3/年度の利子補給の對象とする融資の総額 は、30,000千円とする。	685,427,401
				(2)	利子補給額は、年2.5%を限度とする額とす る。	
				(3)	平成3/年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、600,000千円とする。	
5	漁業経営維持安定資 金の融通に係る市町に 對する利子補給補助金 及び県が ⁵ 行う利子補給	平成3/年度から 平成46/年度まで		(1)	平成3/年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、600,000千円とする。	685,427,401
				(2)	利子補給を行った市町に對する利子補給補助金 は、年0.1%を限度とする額の1/2に相当する額と する。	
				(3)	平成3/年度の利子補給補助金及び利子補給の対 象とする融資の総額は、600,000千円とする。	

興財団に対する損失補償	平成41/年度まで	200,000千円を限度として貸し付ける設備の額
23 経営安定支援資金(経営安定資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成31/年度から平成41/年度まで	山口県信用保証協会が平成31/年度に6,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営安定資金)に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
24 経営安定支援資金(経営安定支援資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成31/年度から平成41/年度まで	山口県信用保証協会が平成31/年度に12,000,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営支援特別資金)に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
25 経営安定支援資金(経営安定支援資金)に係る山口県信用保証協会に対する損失補償	平成31/年度から平成41/年度まで	山口県信用保証協会が平成31/年度に6,500,000千円を限度として貸付けを行う経営安定支援資金(経営強化支援資金)に係る債務保証により受ける損失の70/100に相当する額
26 国立大学法人山口大学医学部の医師養成増枠金	平成31/年度から平成37/年度まで	72,000千円
27 地域医療再生計画に基づく大学医学部に対する貸付金	平成31/年度から平成36/年度まで	108,000千円
28 高度産業人材確保事業に係る奨学金返還支援金	平成31/年度から平成46/年度まで	49,920千円
29 東部地域支援事業に係るフレックシブル補助金	平成31/年度から平成32/年度まで	2,500千円
30 施設予約システム構築等に係る事業を一括契約すること	平成31/年度から平成35/年度まで	36,687千円
31 電子申請システム構築の年度を越えること	平成31/年度から平成37/年度まで	34,016千円
32 電子県庁基幹システム構築等に係る事業を一括契約すること	平成31/年度から平成38/年度まで	984,916千円
33 県中編さん事業の年度を越えること	平成31/年度から平成32/年度まで	3,433千円
34 委託訓練の実施に係る事業を一括契約すること	平成31/年度から平成33/年度まで	367,919千円
35 広域宮農団地農道整備事業の年度を越えること	平成31/年度から平成33/年度まで	480,000千円
36 下関漁港機能強化事業の一括契約すること	平成31/年度から	3,000,000千円
(下関漁港本港地区)	平成32/年度まで	
37 〃	平成31/年度から平成32/年度まで	700,000千円
(下関漁港南風泊地区)	平成31/年度から平成32/年度まで	
38 道路改良事業の年度を越えること	平成31/年度から平成32/年度まで	980,000千円
(国道434号高鉢山第2トンネル)	平成31/年度から平成32/年度まで	
39 〃	平成31/年度から平成32/年度まで	315,000千円
(国道490号ランプ橋上部工)	平成31/年度から平成32/年度まで	
40 〃	平成31/年度から平成33/年度まで	2,080,000千円
(国道490号東の山トンネル)	平成31/年度から平成33/年度まで	
41 〃	平成31/年度から平成33/年度まで	788,000千円
(国道490号4号橋上部工)	平成31/年度から平成32/年度まで	
42 防衛施設周辺道路整備事業の年度を越えること	平成31/年度から平成32/年度まで	42,600千円
(国道岩国錦帯橋空港線)	平成31/年度から平成32/年度まで	
43 〃	平成31/年度から平成32/年度まで	139,000千円
(県道銭壺山公園線)	平成31/年度から平成32/年度まで	
44 橋りょう補修事業等の年度を越えること	平成31/年度から平成32/年度まで	294,000千円
(県道徳山下松瀬切戸大橋)	平成31/年度から平成33/年度まで	
45 都市計画街路整備事業の年度を越えること	平成31/年度から平成33/年度まで	561,000千円
(長府線羅木線)	平成31/年度から平成33/年度まで	
46 県営住宅建設事業等の年度を越えること	平成31/年度から平成33/年度まで	2,024,898千円
(中高層耐火構造)	平成31/年度から平成32/年度まで	
47 ヘリコプター機像通信システム更新事業の買入れを一括契約すること	平成31/年度から平成32/年度まで	453,200千円
48 県立田布施総合支援学校校舎建設事業の年度を越えること	平成31/年度から平成32/年度まで	200,901千円
49 県立県央部多部制定時制高等学校校舎建設	平成31/年度から	

事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成33年度まで	2,273,000千円
50 山口県立大学食堂・福利厚生棟建設事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成31年度から平成32年度まで	751,956千円
51 山口県立大学屋外整備事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成31年度から平成32年度まで	491,046千円

第3表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎等維持管理事業	481,000	証書借入又は証券発行	年8.0%以内	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内ただし、特別のものには条件による。
防災体制整備拡充事業	1,250,000			
退職手当給付事業(総務)	456,000			
障害者自立支援対策事業	49,000			
県立身体障害者福祉施設整備事業	114,000			
介護保険対策事業	266,000			
児童相談所事業	3,000			
児童福祉施設整備事業	5,000			
被災者生活再建支援事業	529,000			
女性保護施設運営事業	1,000			
保健所施設整備事業	107,000			
県営かんがい排水改良事業	95,000			
広域営農田地農道整備事業	232,000			
基幹農道整備事業	92,000			
経営体育成基盤整備事業	457,000			
県営中山間地域総合整備事業	78,000			
県営農村振興総合整備事業	12,000			

ふるさと農道緊急整備事業	102,000			
県営老朽ため池整備事業	756,000			
地すべり対策事業(農林)	128,000			
県営海岸保全施設整備事業	123,000			
国営農地再編整備事業負担金	193,000			
広域基幹林道開設事業	82,000			
ふるさと林道緊急整備事業	89,000			
一般治山事業	847,000			
水源地域緊急整備事業	124,000			
保安林改良事業	49,000			
保全林整備事業	5,000			
林地荒廃防止事業	123,000			
小規模治山事業	36,000			
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	682,000			
漁港漁場機能高度化事業	55,000			
漁港海岸保全施設整備事業	42,000			
漁港海岸環境整備事業	18,000			
地域水産物供給基盤整備事業(漁場)	89,000			
農林業施策総合調整事業	47,000			
農林総合技術センター運営事業	259,000			
舗装補修事業	110,000			
道路災害防除事業	653,000			
単独道路舗装事業	557,000			
単独道路災害防除事業	281,000			

単独路側整備事業	351,000			通常砂防事業	1,574,000
道路改良事業	3,105,000			災害関連緊急砂防事業	38,000
過疎地域市町道代行事業	32,000			地すべり対策事業(建設)	329,000
単独道路改良事業	3,736,000			災害関連緊急地すべり対策事業	82,000
道路直轄事業負担金	3,746,000			急傾斜地崩壊対策事業	1,016,000
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	1,195,000			災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業	128,000
単独交通安全施設整備事業(道路管理者分)	525,000			砂防災害関連事業	110,000
橋りょう補修事業	2,857,000			単独砂防改良事業	44,000
単独橋りょう補修事業	10,000			自然災害防止事業(砂防)	404,000
広域河川改修事業	1,766,000			港湾改修事業	283,000
河川情報基盤緊急整備事業	206,000			港湾既存施設有効活用促進事業	180,000
周防高潮対策事業	385,000			港湾環境整備事業	23,000
河川工作物関連応急対策事業	187,000			港湾直轄事業負担金	2,618,000
河川災害関連事業	297,000			単独港湾改修事業	103,000
単独河川改修事業	1,040,000			海岸防災事業	653,000
自然災害防止事業(河川)	151,000			都市計画街路整備事業	524,000
河川直轄事業負担金	365,000			単独都市計画街路整備事業	646,000
錦川総合開発事業	2,764,000			都市公園整備事業	160,000
深川川総合開発事業	82,000			単独都市公園整備事業	47,000
堰堤改良事業	105,000			公営住宅建設事業	656,000
堰堤修繕事業	90,000			過疎地域下水道代行事業	290,000
高潮対策事業	174,000			山口警察署建設事業	134,000
侵食対策事業	49,000			駐在所等改築事業	197,000
自然災害防止事業(海岸)	21,000			警察職員住宅管理事業	51,000

4 諸 収 入	1 貸付金元利収入	149,548
5 県 債	1 県 債	75,000
歳 入	合 計	75,000
歳 入	歳 出	651,826
款	項	金 額
1 中小企業近代化資金	1 中小企業設備近代化資金	651,826
	2 中小企業高度化資金	577,256
	合 計	74,570
第2表 地 方 債		651,826
		(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
小規模企業者等設備貸与事業資金	75,000	政府予算貸付方法による。	年8.0%以	国の定める方法による。

平成31年度下関漁港地方卸売市場特別会計予算

平成31年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ377,406千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

各項に計上した給料、職員手当及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

1 分担金及び負担金	歳 項 金	27,894
2 使用料及び手数料	1 負 担 金	27,894
4 財 産 収 入	1 使 用 料	70,872
5 繰 入 金	1 財 産 運 用 収 入	3,694
6 繰 越 金	1 他 会 計 繰 入 金	3,694
7 諸 収 入	1 繰 越 金	234,217
	1 延 滞 金	234,217
	3 雑 入 金	234,217
	合 計	1
	歳 出	40,728
		1
		40,727
		377,406
款	項	金 額
1 下関漁港地方卸売市場費	2 市 場 管 理 費	377,406
歳 出	合 計	377,406

平成31年度林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成31年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ122,274千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

3 繰 越 金	歳 項 金	118,062
	1 繰 越 金	118,062
		118,062

歳出	歳入	歳出	歳入
1 繰出金	1 繰出金	4,156,430	4,156,430
歳出	合計	4,156,430	4,156,430

平成31年度土地取得事業特別会計予算

平成31年度山口県の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ100,324千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳入	歳入	歳入	歳入
1 財産収入	1 財産運用収入	100,323	1,293
歳入	2 財産売却収入	99,030	1
4 繰越金	1 繰越金	100,324	1
歳入	合計	100,324	1
歳入	歳出	歳出	歳出
1 土地取得事業費	3 産業団地管理費	100,324	90,011
歳入	4 分譲宅地管理費	10,313	10,313
歳入	合計	100,324	100,324

平成31年度流域下水道事業特別会計予算

平成31年度山口県の流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,412,163千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

歳入	歳入	歳入	歳入
1 分担金及び負担金	1 負担金	787,737	787,737
2 国庫支出金	2 国庫補助金	229,466	229,466
3 繰入金	1 他会計繰入金	184,121	184,121
4 諸収入	2 雑収入	184,121	615
5 県債	1 県債	210,224	210,224
歳入	合計	1,412,163	1,412,163
歳入	歳出	歳出	歳出
1 流域下水道事業費	1 流域下水道費	1,412,163	1,412,163
歳入	合計	1,412,163	1,412,163

第2表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
流域下水道事業	210,224	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、直ちに償還する見込みのあるものは、当該利率を直後に償還する見込みによる。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、条件による。

後において
は、当該利
率による。

平成31年度公債管理特別会計予算

平成31年度山口県の公債管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ143,776,153千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1 繰入	金	歳	93,824,449
	1 他会計繰入金		93,824,449
2 県債	1 県債		49,951,704
	1 合計		49,951,704
1 公債	費	歳	143,776,153
	1 合計		143,776,153
第2表 地方債 (単位 千円)			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
借換債	49,951,704	証書借入又は証券発行	年8.0%以内 ただし、借り手側から見て利率の見直しを行った	元金均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内 ただし、特別のものは、条 件による。

平成31年度港湾整備事業特別会計予算

平成31年度山口県の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算)
- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,363,499千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算 (単位 千円)

款	項	入	金額
1 使用料及び手数料	歳	金	1,499,099
	1 使用料		1,499,099
2 寄付	金	1 寄付	485,933
3 繰越	金	1 繰越	485,933
	1 繰越		1
4 諸収	入	1 雑収	112,140
5 県債	債	1 県債	1,266,326
	1 合計		1,266,326
歳入	合計		3,363,499
歳出	合計		3,363,499
第2表 地方債 (単位 千円)			

款	項	金額
1 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	3,363,499
歳出	合計	3,363,499
地方債	合計	3,363,499
第2表 地方債 (単位 千円)		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
港湾整備事業	1,266,926	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし、利率見直して直ちに後、当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のものに、ただし、協議して定める条件による。

平成31年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計予算

平成31年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,449,917千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)
第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
1	分担金及び負担金	305,519
2	諸収	305,519
3	県債	633,798
	歳入	510,600
	歳入	510,600
	合計	1,449,917

款 項 金額

1 県立病院機構費 1,449,917

歳 出 1 県立病院機構費 1,449,917

第2表 地方債 (単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
県立病院機構貸付金	510,600	証書借入又は証券発行	年8.0%以内ただし、利率見直して直ちに後、当該利率による。	元利均等半年賦又は元金均等半年賦30年以内のものに、ただし、協議して定める条件による。

平成31年度就業支援資金特別会計予算

平成31年度山口県の就業支援資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,766千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

款	項	金額
2	繰入金	523
3	繰越金	523
4	諸収	6,094
	入	6,094
	入	21,149
	入	21,114
	合計	35
	入	27,766

歳 出 合 計 144,918,110

平成31年度電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度山口県の電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間総販売電力量 156,142,000KWH
- (2) 主要な建設事業 平瀬発電所建設事業費 50,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

- 第1款 電気事業収益 1,761,516千円
- 第1項 営業収益 1,708,243千円
- 第2項 附帯事業収益 27,751千円
- 第3項 財務収益 3,017千円
- 第4項 事業外収益 22,502千円
- 第5項 特別利益 3千円

支 出

- 第2款 電気事業費用 1,581,727千円
- 第1項 営業費用 1,542,745千円
- 第2項 附帯事業費用 23,890千円
- 第3項 財務費用 10,925千円
- 第4項 事業外費用 1,164千円
- 第5項 特別損失 3千円
- 第6項 予備費 3,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額883,222千円は、当年度分損益勘定留保資金321,187千円、過年度分損益勘定留保資金339,289千円、減債積立金143,778千円及び当年度資本的収支調整額78,968千円で補てんするものとする。)

収 入

- 第3款 資本的収入 1,331,253千円
- 第3項 資本剰余金 31,250千円

第4項 固定資産収入 1,300,001千円

第5項 雑収入 2千円

第4款 資本的支出 2,214,475千円

第1項 建設費 97,000千円

第2項 改良費 870,596千円

第3項 投資資金 1千円

第4項 償還金 143,778千円

第5項 長期貸付金 1,100,000千円

第6項 補助金返還金 100千円

第8項 予備費 3,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
菅野発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成31年度から平成32年度まで	94,798千円	
末武川発電所改良事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成31年度から平成32年度まで	35,200千円	
小瀬川発電所修繕事業の年度を越える工事を一括契約すること。	平成31年度から平成32年度まで	108,900千円	

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

電気事業費用のうち、営業費用、附帯事業費用、財務費用及び事業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 437,473千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

平成31年度工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度山口県の工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間総給水量 564,001,560m³

(2) 主要な建設改良事業 島田川工業用水道建設事業費 1,203,755千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益 7,010,483千円

第1項 営業収益 6,418,069千円

第2項 営業外収益 592,411千円

第5項 特別利益 3千円

支出

第2款 工業用水道事業費用 6,157,996千円

第1項 営業費用 5,891,296千円

第2項 営業外費用 256,697千円

第5項 特別損失 3千円

第6項 予備費 10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,061,936千円は、当年度分損益勘定留保資金583,551千円、過年度分損益勘定留保資金3,053,787千円及び当年度資本的収支調整額424,598千円で補てんするものとする。)

収入

第3款 資本的収入 2,312,919千円

第1項 企業債 1,390,000千円

第4項 資本剰余金 302,945千円

第5項 固定資産収入 400,001千円

第6項 雑収入 219,973千円

支出

第4款 資本的支出 6,374,855千円

第1項 建設費 1,204,755千円

第2項 改良費 3,768,250千円

第3項 投資資金 1千円

第4項 償還金 1,391,849千円

第7項 予備費 10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度	償還額
周南工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること(電気機器及び計装設備工事)	平成31年度から平成32年度まで	73,371千円	
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること(計装設備工事)	平成31年度から平成32年度まで	2,672千円	
佐波川工業用水道改良事業の年度を越える工事を一括契約すること(送水管布設工事)	平成31年度から平成32年度まで	80,200千円	

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小瀬川工業用水道改良資金	20,000千円	証券発行	年6.0%以内	30年以内に毎年元利均等又は元金均等年賦又は半年賦により償還するものとする。特別のものたは、借入先と協議して定める条件による。
周南工業用水道改良資金	230,000		年6.0%以内利率の見直しを行う場合、当該見直し後の利率に引き上げる。	
富田夜市川工業用水道改良資金	30,000			
佐波川工業用水道改良資金	30,000			

厚狭川工業用水道改良資金	380,000		
木屋川工業用水道改良資金	700,000		

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、200,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

工業用水道事業費用のうち、営業費用及び営業外費用の相互流用

(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 739,500千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、6,000千円と定める。

(ハ) 平成30年度山口県一般会計補正予算の経費の公表

平成三十一年三月三十一日現在山口県一般会計補正予算の経費の公表

平成三十一年三月三十一日現在

山口県民権 中 區 匯 算

平成30年度山口県一般会計補正予算 (第6号)

平成30年度山口県一般会計補正予算 (第6号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ19,714,383千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ673,406,524千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(繰越明許費)

第3条 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第3表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款	入	項	補正額	補正前の額	計
1 県	税		2,050,139	175,778,887	177,829,026
		1 県 民 税	127,564	53,522,252	53,649,816
		2 事 業 税	1,348,095	36,968,508	38,316,603
		3 地 方 消 費 税	△292,000	47,425,000	47,133,000
		4 不 動 産 取 得 税	351,579	2,453,545	2,805,124
		5 果 た ば こ 税	△18,000	1,446,000	1,428,000
		6 ゴ ル フ 場 利 用 税	△46,000	491,000	445,000
		7 自 動 車 取 得 税	481,000	1,737,000	2,218,000
		8 軽 油 引 取 税	58,011	13,635,958	13,693,969
		9 自 動 車 税	16,890	17,875,624	17,892,514
		16 狩 猟 税	△2,000	13,000	11,000
		17 産 業 廃 棄 物 税	25,000	202,000	227,000
2 地 方 消 費 税 清 算 金			2,138,000	48,121,000	50,259,000
		1 地 方 消 費 税 清 算 金	2,138,000	48,121,000	50,259,000
3 地 方 譲 与 税			663,000	24,653,000	25,316,000
		1 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	702,000	21,702,000	22,404,000
		2 地 方 揮 発 油 譲 与 税	△32,000	2,785,000	2,753,000
		3 石 油 ガ ス 譲 与 税	△6,000	132,000	126,000
		5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	△1,000	34,000	33,000
4 地 方 特 例 交 付 金			16,470	611,000	627,470
		1 地 方 特 例 交 付 金	16,470	611,000	627,470

		15 歳 入 出 入 債 債 入 入		補 正 額		補 正 前 の 額		計	
5 地 方 交 付 税	△196,638	168,354,000	168,157,362	△3,228,884	6,543,102	3,314,218			
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	△196,638	168,354,000	168,157,362	△4,007,406	88,255,000	84,227,594			
7 分 担 金 及 び 負 担 金	△81,057	441,000	359,943	△4,007,406	88,255,000	84,227,594			
8 使 用 料 及 び 手 数 料	△81,057	441,000	359,943	△19,714,383	693,120,907	673,406,524			
9 国 庫 支 出 金	△41,460	3,734,924	4,176,384	△42,291	1,481,801	1,439,510			
10 財 産 収 入	87,488	205,293	292,781	△42,291	1,481,801	1,439,510			
11 寄 付 金	353,972	3,529,631	3,883,603	5,397,364	33,054,290	38,451,654			
12 繰 上 金	△296,041	9,856,976	9,560,935	6,415,581	15,385,572	21,801,153			
13 繰 上 金	△212,677	7,715,969	7,503,292	△617,683	7,731,555	7,113,872			
14 諸 収 入	△83,364	2,141,007	2,057,643	△17,629	5,479,240	5,461,611			
1 使 用 料	△887,010	89,183,884	88,296,874	△205,758	1,313,289	1,107,531			
2 手 数 料	△2,427,869	40,439,948	38,012,079	6,781	224,938	241,719			
3 委 託 金	1,914,158	47,226,398	49,140,556	△141,709	2,108,576	1,966,867			
1 国 庫 負 担 金	△373,299	1,517,538	1,144,239	△56,504	498,788	442,284			
2 国 庫 補 助 金	226,862	4,405,357	4,632,219	11,514	120,421	131,935			
3 委 託 金	△18,331	2,032,773	2,014,442	2,771	181,911	184,682			
1 財 産 運 用 収 入	△18,331	2,032,773	2,014,442	△3,703,374	93,409,967	89,706,593			
2 財 産 売 却 収 入	245,193	2,372,584	2,617,777	△2,698,067	73,613,368	70,915,301			
1 寄 付 金	580,928	430,948	1,011,876	△917,447	18,396,726	17,479,279			
1 特 別 会 計 繰 上 金	△2,851,328	17,049,688	14,198,360	△19,303	1,145,752	1,126,449			
2 基 金 繰 上 金	495,445	6,168,276	6,663,721	△68,557	254,121	185,564			
1 繰 上 金	△3,346,773	10,881,412	7,534,639	△980,620	20,638,781	19,658,161			
2 繰 上 金	2,314,655	2,218,641	4,533,296	197,254	6,724,941	6,922,195			
1 繰 上 金	2,314,655	2,218,641	4,533,296	△358,977	2,918,987	2,560,010			
1 貸 付 金 元 利 収 入	△19,826,417	60,046,602	40,220,185	△40,073	2,324,429	2,284,356			
2 受 託 事 業 収 入	△16,246,101	51,812,479	35,566,378	△772,339	6,960,328	6,187,989			
3 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料 等	△274,865	1,402,177	1,127,312	△6,485	1,710,096	1,703,611			
4 預 金 利 子	△77,150	287,699	210,549	△367,803	2,448,867	2,081,064			
	583	1,145	1,728	△51,102	712,851	661,749			
				△305,795	1,336,654	1,030,859			
				△4,795	289,213	284,418			

平成31年3月29日 日 監 査 印

(14) 外 一 号

6 農林水産業費	4 労働委員会費	△6,111	110,149	104,038
1 農業費	1 農業費	1,044,850	35,337,904	36,382,754
2 畜産業費	2 畜産業費	△2,044,871	10,441,575	8,396,704
3 農地費	3 農地費	391,192	392,717	783,909
4 林業費	4 林業費	1,970,410	10,653,543	12,623,953
5 水産業費	5 水産業費	△184,960	7,257,214	7,072,254
7 商工費	1 商業費	913,079	6,592,855	7,505,934
1 商業費	2 工業費	△16,293,469	55,623,957	39,330,488
2 工業費	3 観光費	△80,520	2,479,099	2,398,579
3 観光費	1 管理費	△16,209,817	52,186,123	35,976,306
8 土木費	2 道路橋りょう費	△3,132	958,735	955,603
1 管理費	3 河川海岸費	5,520,330	78,290,115	83,810,445
2 道路橋りょう費	4 港湾費	△35,421	7,027,515	6,992,094
3 河川海岸費	5 都市計画費	5,990,525	31,832,565	37,823,090
4 港湾費	6 住宅費	156,932	23,536,466	23,693,398
5 都市計画費	1 警察管理費	△625,115	7,890,846	7,265,731
6 住宅費	2 警察活動費	88,091	4,956,572	5,044,663
9 警察費	1 警察管理費	△54,682	3,046,151	2,991,469
1 警察管理費	2 警察活動費	△251,690	39,293,438	39,041,748
2 警察活動費	1 教育総務費	△193,587	36,715,550	36,521,963
10 教育費	2 小学校費	△58,103	2,577,888	2,519,785
1 教育総務費	3 中学校費	△3,940,874	144,033,219	140,092,345
2 小学校費	4 高等学校費	△359,911	21,221,650	20,861,739
3 中学校費	7 特別支援学校費	△913,050	42,201,898	41,288,848
4 高等学校費	8 社会教育費	△790,147	26,488,382	25,698,235
7 特別支援学校費	9 保健体育費	△483,185	26,094,578	25,611,393
8 社会教育費	10 大学費	△422,896	14,710,008	14,287,112
9 保健体育費	11 学事費	△42,422	1,557,471	1,515,049
10 大学費		△29,999	601,736	571,737
11 学事費		△357,875	2,567,724	2,209,849
		△541,389	8,589,772	8,048,383
		△5,341,559	16,715,076	11,373,517

1 農林水産施設災害復旧費	△1,027,331	2,501,352	1,474,021
2 土木施設災害復旧費	△4,292,062	14,053,724	9,761,662
4 学校施設等災害復旧費	△22,166	160,000	137,834
12 公債費	△2,651,347	98,628,492	95,977,145
1 公債費	△2,651,347	98,628,492	95,977,145
13 諸支出金	1,896,100	73,965,000	75,861,100
1 地方消費税清算金	789,000	46,074,000	46,863,000
2 利子割交付金	51,000	433,000	484,000
3 配当割交付金	△200,000	869,000	669,000
4 株式等譲渡所得割交付金	△169,000	777,000	608,000
5 地方消費税交付金	1,075,000	24,309,000	25,384,000
6 ゴルフ場利用税交付金	△26,000	345,000	319,000
8 自動車取得税交付金	378,000	1,156,000	1,534,000
9 利子割精算金	△1,900	2,000	100
合計	△19,714,383	693,120,907	673,406,524

歳出継続費更正表 (単位 千円)

款	項	事業名	補正		補正	
			額	年度	額	年度
8 土木費	3 河川海岸費	深山川総合開発事業費	21,252,000	7	919,000	21,252,000
				8	820,000	
				9	800,000	
				10	220,000	
			11	250,000		

12	250,000
13	300,000
14	494,912
15	198,000
16	280,382
17	327,028
18	225,000
19	270,000
20	300,000
21	290,000
22	147,429
23	146,700
24	325,000
25	300,000
26	270,000
27	163,000
28	304,000
29	163,000
30	163,000
31	1,200,000

12	250,000
13	300,000
14	494,912
15	198,000
16	280,382
17	327,028
18	225,000
19	270,000
20	300,000
21	290,000
22	147,429
23	146,700
24	325,000
25	300,000
26	270,000
27	163,000
28	304,000
29	163,000
30	163,000
31	163,000

第3表 繰越明許費

1 追 加

(単位 千円)

			32	1,400,000	32	1,400,000
			33	2,800,000	33	2,800,000
			34	3,200,000	34	3,200,000
			35	2,900,000	35	2,900,000
			36	1,720,000	36	2,757,000
			37	105,549	37	105,549

款	費	項	事	項	金額
2	総務費	総務管理費	庁舎等維持管理費		323,724
			東京事務所運営費		12,300
			基地対策事務費		41,000
		2 企画調整費	国土調査事業費		91,418
			県史編さん費		11,040
			輸送力増強対策費		49,906
			被災鉄道復旧関連対策事業費		13,750
			社会体育振興費		1,750
3	民生費	福祉費	障害者自立支援対策費		306,687
			介護保険対策費		568,417
			児童福祉施設整備費補助		79,863
			畜犬指導事業費		36,723
4	衛生費	福祉費	保健所施設整備費		83,268
			救急休日夜間医療対策費		47,933
			環境衛生費		
			保健所費		
			医薬費		

6	農 林 水 産 業 費	医療施設等設備整備費補助	25,840		広域基幹林道開設事業費	977,839
1	農 業 費	単県農山漁村整備事業費	32,500		普通林道開設事業費	40,504
2	畜 産 業 費	農林総合技術センター運営費	4,601		ふるさと林道緊急整備事業費	44,860
3	農 地 費	広域畜産総合対策費	419,059		一般治山事業費	1,034,231
		県営かんかん排水改良事業費	139,754		水源地域緊急整備事業費	124,489
		基地障害防止対策事業費	29,872		林地荒廃防止事業費	72,164
		広域営農団地農道整備事業費	23,100		小規模治山事業費	166,284
		基幹農道整備事業費	97,000		管理運営費	2,468
		経営体育成基盤整備事業費	2,549,291		広域水産物供給基盤整備事業費	116,604
		県営中山間地域総合整備事業費	337,860		水産業強化対策整備費	263,215
		県営農村振興総合整備事業費	10,000		広域水産物供給基盤整備事業費	2,442,680
		農業集落排水事業費	22,250		漁港漁場機能高度化事業費	446,466
		団体営土地改良費	216,200		漁港海岸保全施設整備事業費	133,334
		基盤整備促進事業費	3,900		漁港海岸環境整備事業費	9,570
		ふるさと農道緊急整備事業費	49,600		漁村づくり総合整備事業費	124,191
		県営老朽ため池整備事業費	1,421,350		単独漁港建設改良事業費	1,139
		団体営農地防災事業費	46,117		民間建築物耐震改修等推進費	5,270
		地すべり対策事業費	77,221	8	土 木 費	271,973
		県営海岸保全施設整備事業費	95,182	1	管 理 費	128,495
		治水防除事業費	51,491	2	道 路 橋 り よ う 費	2,460,826
		国営農地再編整備事業負担金	329,238		道路災害防除費	45,616
4	林 業 費	林産物振興事業費	4,825		過疎地域市町道代行業費	44,953
		造林事業費	280,266		単独道路舗装費	117,632
		造林推進事業費	279,082		単独道路側整備事業費	176,210

3 河 川 海 岸 費	防衛施設周辺道路整備費	82,836					
	単独道路改良費	2,038,844					
	道路調査費	10,643					
	橋りょう補修費	2,439,597					
	単独橋りょう補修費	1,408,267					
	河川情報基盤緊急整備事業費	2,191					
	都市基盤河川改修事業費	5,400					
	河川工作物関連応急対策事業費	121,668					
	単独河川改修費	697,574	10 教 育 費	4 高 等 学 校 費	港灣既存施設有効活用促進事業費	262,218	
	自然災害防止事業費	26,715			単独港湾改修費	154,587	
	高潮対策事業費	114,862			海岸防災事業費	315,381	
	侵食対策事業費	96,866			単独海岸事業費	2,537	
	自然災害防止事業費	10,640			都市計画法施行事務費	16,207	
ダム建設実施調査費	70,265			都市計画街路整備事業費	725,682		
堰堤改良事業費	160,393			単独都市計画街路整備事業費	324,565		
堰堤修繕事業費	68,918			単独都市公園整備事業費	17,999		
砂防等維持管理運営費	230,485			校舎改築費	537,971		
災害関連緊急砂防事業費	1,376,350			施設改造費	137,900		
地すべり対策事業費	338,477			土地購入整備費	33,782		
急傾斜地崩壊対策事業費	983,491			施設整備費	1,144,799		
災害関連地域防災力向上対策事業費	339,080			文化財保護対策費	7,342		
単独砂防改良費	84,341			私立大学整備費	519,696		
自然災害防止事業費	231,067			私立高校等施設整備費補助	33,333		
港湾改修費	432,985			農地災害復旧事業費	1,234,588		
				林地災害復旧事業費	165,100		
				土木過年補助災害復旧事業費	61,514		
				土木現年補助災害復旧事業費	5,615,813		
				土木現年単独災害復旧事業費	130,631		
				県立学校施設災害復旧事業費	48,900		
				県有施設災害復旧事業費	35,800		
				計	39,302,688		

2 変 更

款	項	事	項	補 正 前	補 正 後
土 木 費	2 道路橋りょう費	交通安全施設整備事業費 道路改良費	8 費	66,000	1,973,142
			3 河川海岸費	80,328	3,970,330
			5 都市計画費	123,407	306,789
			河川受託事業費	86,037	157,094
			通常砂防事業費	130,952	1,893,696
			都市公園整備事業費	15,000	108,067
合	6 住宅費	公営住宅建設費	計	391,626	911,482
			計	1,079,862	13,600,174

第4表 地方債補正

(単位 千円)

1 追 加

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
造林事業 土木現年直轄災害復旧事業 負担金	24,200 291,800	証書借入又は 証書発行	年8.0%以内 ただし、利率 の見直し方 式については 貸付金にお いては、直 後に当り、 その後の利 率に引き上 げられる。	元利均等半年賦又は元金 均等半年賦30年以内 ただし、特別の 場合は、借入先と協議して定 める条件による。
計	316,000			

2 変 更

起 債 の 目 的	補 正 前		補 正 後	
	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法	限 度 額	起債の方法 利率 償還の方法
庁舎等維持管理事業	233,000	証書借入又は 証書発行	4,800	証書借入又は 証書発行
防災体制整備拡充事業	322,000	年8.0%以内 ただし、利率 の見直し方 式については 貸付金にお いては、直 後に当り、 その後の利 率に引き上 げられる。	235,200	年8.0%以内 ただし、利率 の見直し方 式については 貸付金にお いては、直 後に当り、 その後の利 率に引き上 げられる。
防災行政無類整備事業	606,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	584,600	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
障害者自立支援対策事業	80,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	154,800	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
県立身体障害者福祉施設整備事業	6,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	4,900	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
介護保険対策事業	275,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	275,100	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
社会福祉行政指導事業	145,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	181,200	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
児童福祉施設整備事業	47,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	47,900	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
災害援護資金貸付金	100,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	0	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
保健所施設整備事業	53,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	54,500	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
県営かんがい排水改良事業	155,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	148,200	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
広域営農団地農道整備事業	41,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	21,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
基幹農道整備事業	8,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	56,900	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
経営体育成基盤整備事業	383,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	1,055,800	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
県営中山間地域総合整備事業	114,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	127,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
県営農村振興総合整備事業	10,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	10,500	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
県営老朽ため池整備事業	701,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	852,400	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
地すべり対策事業(農林)	63,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	60,100	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
県営海岸保全施設整備事業	28,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	57,200	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
泄水防除事業	23,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	27,400	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
国営農地再編整備事業 負担金	252,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	581,400	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内
広域基幹林道開設事業	98,000	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内	88,300	元利均等 半年賦又は 元金均等 半年賦30年 以内

平成31年3月29日 金曜日		山 口 県 報		(号 外-14)	
ふるさと林道緊急整備事業	91,000	91,200	538,000	346,700	
一般治山事業	901,000	1,005,500	2,429,000	1,631,300	
水源地域緊急整備事業	73,000	141,100	10,000	1,993,900	
保安林改良事業	55,000	48,200	1,692,000	2,790,900	
保安林整備事業	5,000	5,900	313,000	321,700	
林地荒廃防止事業	22,000	82,100	184,000	161,600	
小規模治山事業	255,000	197,400	297,000	0	
広域水産物供給基盤整備事業(漁港)	467,000	573,000	1,052,000	473,800	
漁港漁場機能高度化事業	26,000	97,100	64,000	64,200	
漁港海岸保全施設整備事業	29,000	60,600	157,000	192,000	
漁港海岸環境整備事業	6,000	7,700	2,117,000	2,117,400	
地境水産物供給基盤整備事業(漁場)	58,000	82,600	82,000	82,400	
農林業施策総合調整事業	354,000	154,400	176,000	58,700	
管理運営事業	1,000	1,800	92,000	50,700	
舗装補修事業	87,000	130,800	183,000	126,700	
道路災害防除事業	565,000	1,504,500	40,000	72,800	
単独道路舗装事業	566,000	445,000	21,000	21,500	
単独道路災害防除事業	288,000	185,500	90,000	62,300	
単独路側整備事業	360,000	247,400	1,409,000	1,672,300	
道路改良事業	2,344,000	4,152,400	876,000	669,600	
過疎地域市町道代行事業	40,000	49,100	262,000	263,200	
単独道路改良事業	3,812,000	1,992,200	82,000	0	
道路直轄事業負担金	3,675,000	3,980,100	744,000	742,400	
交通安全施設整備事業(道路管理者分)	1,458,000	1,762,500	128,000	0	
単独交通安全施設整備事業(道路管理者分)					
橋りょう補修事業			2,429,000	1,631,300	
単独橋りょう補修事業			10,000	1,993,900	
広域河川改修事業			1,692,000	2,790,900	
周防高潮対策事業			313,000	321,700	
河川工作物関連応急対策事業			184,000	161,600	
河川災害関連事業			297,000	0	
単独河川改修事業			1,052,000	473,800	
自然災害防止事業(河川)			64,000	64,200	
河川直轄事業負担金			157,000	192,000	
錦川総合開発事業			2,117,000	2,117,400	
深川川総合開発事業			82,000	82,400	
堰堤改良事業			176,000	58,700	
堰堤修繕事業			92,000	50,700	
高湖対策事業			183,000	126,700	
侵食対策事業			40,000	72,800	
自然災害防止事業(海岸)			21,000	21,500	
土木諸事業			90,000	62,300	
通常砂防事業			1,409,000	1,672,300	
災害関連緊急砂防事業			876,000	669,600	
地すべり対策事業(建設)			262,000	263,200	
災害関連緊急地すべり対策事業			82,000	0	
急傾斜地崩壊対策事業			744,000	742,400	
災害関連緊急急傾斜地崩壊対策事業			128,000	0	

山 口 県 報

砂防災害関連事業	110,000	0
単独砂防改良事業	45,000	22,100
自然災害防止事業(砂防)	426,000	426,100
港湾改修事業	288,000	276,800
港湾既存施設有効活用促進事業	225,000	167,900
港湾環境整備事業	23,000	9,800
港湾直轄事業負担金	2,542,000	2,304,000
単独港湾改修事業	110,000	78,300
海岸防災事業	588,000	588,700
都市計画街路整備事業	528,000	644,500
単独都市計画街路整備事業	660,000	294,100
都市公園整備事業	153,000	150,300
単独都市公園整備事業	48,000	32,400
公営住宅建設事業	835,000	829,100
空港維持管理事業	208,000	208,900
過疎地域下水道代行事業	264,000	260,700
山口警察署建設事業	986,000	975,000
駐在所等改築事業	37,000	43,000
交通事故防止施設総合整備事業	467,000	463,000
退職手当給付事業(警察)	231,000	127,600
校舎改築事業	694,000	272,700
大規模改修事業	52,000	57,300
施設改修事業	111,000	32,600
土地整備事業	345,000	292,300

退職手当給付事業(教育)	6,790,000	4,345,800
特別支援学校施設整備事業	1,844,000	979,400
県立大学整備事業	1,504,000	609,000
土木過年補助災害復旧事業	32,000	65,500
土木過年単独災害復旧事業	8,000	600
土木現年補助災害復旧事業	4,527,000	3,251,000
土木現年単独災害復旧事業	300,000	94,000
補助港湾災害復旧事業	124,000	0
県立学校施設災害復旧事業	60,000	27,600
治山施設災害復旧事業	2,000	0
県営漁港施設災害復旧事業	1,000	600
県有施設災害復旧事業	100,000	67,600
臨時財政対策債	30,468,000	30,186,894
計	88,052,000	83,728,594

平成30年度中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)

平成30年度山口県の中小企業近代化資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ164,129千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ791,994千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

歳入	項	補正額	補正前の額	計
歳入				

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳出	補正額	補正前の額	計
1 歳入	1 歳出			
2 使用料及び手数料	1 使用料	△1,909	68,280	66,371
4 財産収入	1 財産運用収入	△138,607	142,620	4,013
	2 財産売却収入	310	3,703	4,013
5 繰入金	△138,917	138,917	0	0
	△3,283	244,800	241,517	241,517
6 繰越金	1 他会計繰入金	△3,283	244,800	241,517
	5,599	1	5,600	5,600
7 諸収入	1 繰越金	5,599	1	5,600
	△7,514	45,595	38,081	38,081
	△1	1	0	0
	△7,513	45,594	38,081	38,081
歳入	合計	△145,714	531,046	385,332
歳出	合計	△145,714	531,046	385,332
1 下関漁港地方卸売市場	1 他会計繰入金	△145,714	531,046	385,332
2 市場管理費	△6,797	392,129	385,332	385,332
3 水産加工団地整備費	△138,917	138,917	0	0
合計	△145,714	531,046	385,332	385,332

平成30年度林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)

平成30年度山口県の林業・木材産業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ115,623千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,664千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(号外14)

起債の目的	補正		前年度		補正		後年度
	限度額	起債の方法	償還の方法	限度額	起債の方法	償還の方法	
2 繰入金	△31,665	99,344	67,689				
3 繰越金	1 他会計繰入金	△31,665	67,689				
	△51,622	395,593	343,971				
4 諸収入	1 繰越金	△51,622	395,593	343,971			
	△57,852	386,186	328,334				
5 県債	1 貸付金元利収入	△57,852	386,186	328,334			
	△23,000	75,000	52,000				
歳入	1 県債	△23,000	75,000	52,000			
歳入	合計	△164,129	956,123	791,994			
歳出	合計	△164,129	956,123	791,994			
1 中小企業近代化資金	1 項	補正額	補正前の額	計			
	△164,129	956,123	791,994	791,994			
	△63,158	635,322	572,164	572,164			
	1 中小企業設備近代化資金	△100,971	320,801	219,830			
	2 中小企業高度化資金	△164,129	956,123	791,994			
第2表 地方債補正	合計	△164,129	956,123	791,994			
変			(単位 千円)				

平成30年度下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)

平成30年度山口県の下関漁港地方卸売市場特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ145,714千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ385,332千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

平成31年3月29日 曜日

第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	
歳 入	項 目	補 正 額	補正前の額
3歳 繰 越 金	1繰 越 金	△112,780	117,283
4諸 収 入	1貸付金元利収 入	△2,843	5,004
	2雑 入	△2,896	4,992
	合 計	53	12
歳 入	合 計	△115,623	122,287
歳 出	合 計	53	12
	計	6,664	6,664
平成30年度沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)			
1林業・木材産業 改善資金	1林業・木材産 業改善資金	△115,623	122,287
歳 出	合 計	△115,623	122,287
	計	6,664	6,664
平成30年度山口県の沿岸漁業改善資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。			
(歳入歳出予算の補正)			
第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ96,045千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,079千円とする。			
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。			
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)			
歳 入	項 目	補 正 額	補正前の額
3歳 繰 越 金	1繰 越 金	△91,735	92,991
4諸 収 入	1貸付金元利収 入	△4,310	8,133
	合 計	△96,045	101,124
歳 入	合 計	△96,045	101,124
歳 出	合 計	5,079	5,079

第1表 歳入歳出予算補正		(単位 千円)	
歳 入	項 目	補 正 額	補正前の額
1沿岸漁業改善資 金	1沿岸漁業改善 資金	△96,045	101,124
歳 出	合 計	△96,045	101,124
	計	5,079	5,079
平成30年度当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)			
平成30年度山口県の当せん金付証券発売事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。			
(歳入歳出予算の補正)			
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ171,322千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,610,566千円とする。			
2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。			
第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)			
歳 入	項 目	補 正 額	補正前の額
1事 業 収 入	1事 業 収 入	△28,187	3,438,724
3歳 繰 越 金	1繰 越 金	199,509	1
歳 入	合 計	171,322	3,439,244
歳 出	合 計	171,322	3,439,244
	計	3,610,566	3,610,566
平成30年度収入証紙特別会計補正予算(第1号)			
平成30年度山口県の収入証紙特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。			
(歳入歳出予算の補正)			
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ935,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,251,869千円とする。			

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
1 証紙収入	1 証紙収入		757,547	4,316,132	5,073,679
2 繰越金	1 繰越金		757,547	4,316,132	5,073,679
		1 繰越金	178,189	1	178,190
		合計	178,189	1	178,190
歳入	合計		935,736	4,316,133	5,251,869
歳出	合計		935,736	4,316,133	5,251,869
歳入	合計		935,736	4,316,133	5,251,869
歳出	合計		935,736	4,316,133	5,251,869

平成30年度土地取得事業特別会計補正予算(第1号)

平成30年度山口県の土地取得事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ717,024千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,042,590千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
1 財産収入	1 財産運用収入		396,897	325,565	722,462
	2 財産売却収入		△38	1,344	1,306
2 繰越金	1 繰越金		396,935	324,221	721,156
	2 繰越金		320,127	1	320,128
	合計		320,127	1	320,128
歳入	合計		717,024	325,566	1,042,590
歳出	合計		717,024	325,566	1,042,590

1 土地取得事業費

款	項	補正額	補正前の額	計
3 産業団地管理費		717,024	325,566	1,042,590
4 分譲宅地管理費		713,417	315,127	1,028,544
合計		3,607	10,439	14,046
合計		717,024	325,566	1,042,590

平成30年度流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)

平成30年度山口県の流域下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ141,111千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,457,456千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	款	項	補正額	補正前の額	計
1 分担金及び負担金	1 負担金		△33,091	845,945	812,854
	1 負担金		△33,091	845,945	812,854
2 国庫支出金	1 国庫負担金		△59,806	256,294	196,488
	2 国庫補助金		△100	3,628	3,528
3 繰入金	1 他会計繰入金		△59,706	252,666	192,960
	2 他会計繰入金		△15,205	172,829	157,624
4 諸収入	2 雑収入		607	499	1,106
	2 雑収入		607	499	1,106
5 県債			△33,636	323,000	289,364

監 査 口 占

8 使用料及び手数料	1 県	債	△33,636	323,000	289,364
		1 使用料	20	0	20
歳入	合計	△141,111	1,598,567	1,457,456	
歳出	補正額		1,598,567	1,457,456	
1 流域下水道事業費	1 流域下水道費	△141,111	1,598,567	1,457,456	
歳出	合計	△141,111	1,598,567	1,457,456	
第2表 繰越明許費					(単位 千円)

款	項	事	項	金額
/ 流域下水道事業費	/ 流域下水道費	流域下水道整備事業費		/36,199
		補助流域下水道災害復旧事業費		3,528
合	計			/39,727

第3表 地方債補正 変 更 (単位 千円)

起債の目的	補 正		補 正		後 償還の方法
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
流域下水道事業	323,000	証書借付又は証券発行	289,364	証書借付又は証券発行	元利均等返済は、元金均等返済と併せて、特別の条件による。
		年8.0%以内の利率で見入れている資金について、見直しを行う場合には、直ちに利率の見直しを行う。		年8.0%以内の利率で見入れている資金について、見直しを行う場合には、直ちに利率の見直しを行う。	

平成30年度公債管理特別会計補正予算 (第1号)

平成30年度山口県の公債管理特別会計補正予算 (第1号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ2,465,126千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140,380,140千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	項	補正額	補正前の額	計
1 繰入金	1 他会計繰入金	△2,456,126	98,346,780	95,890,654
2 県債	1 県債	△9,000	44,498,486	44,489,486
歳入	合計	△2,465,126	142,845,266	140,380,140

第2表 地方債補正 変 更 (単位 千円)

起債の目的	補 正		補 正		後 償還の方法
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法	
借換債	444,498,486	証書借付又は証券発行	444,489,486	証書借付又は証券発行	元利均等返済は、元金均等返済と併せて、特別の条件による。
		年8.0%以内の利率で見入れている資金について、見直しを行う。		年8.0%以内の利率で見入れている資金について、見直しを行う。	

		直した後に条件は、直し利率による。		直した後に条件は、直し利率による。
--	--	-------------------	--	-------------------

平成30年度港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

平成30年度山口県の港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ85,206千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,990,969千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）
第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）
第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

款	項	補正額	補正前の額	計
1 使用料及び手数料		△517,967	1,421,504	903,537
2 寄付金	1 使用料	△517,967	1,421,504	903,537
		136,794	505,531	642,325
		136,794	505,531	642,325
3 繰越金	1 繰越金	575,607	1	575,608
4 諸収入	1 雑収入	7,295	111,614	118,909
		7,295	111,614	118,909
5 県債	1 県債	△352,735	1,037,525	684,790
		△352,735	1,037,525	684,790
6 財産収入	1 財産売却収入	65,800	0	65,800
		65,800	0	65,800

平成31年3月29日 金曜日

歳入	合計	補正額	補正前の額	計
1 港湾整備事業費	1 港湾費	△85,206	3,076,175	2,990,969
歳出	合計	△85,206	3,076,175	2,990,969
繰越明許費		△85,206	3,076,175	2,990,969

第3表 地方債補正

変更

（単位 千円）

起債の目的	補正前		補正後	
	限度額	起債の方法	限度額	起債の方法
港湾整備事業	1,037,525	証書借入 証券発行	684,790	証書借入 証券発行
		利率は、 年8.0% 以内とし、 直前直後 の利率に 見直し率 による。		利率は、 年8.0% 以内とし、 直前直後 の利率に 見直し率 による。
		償還方法は、 元金均等 返済方式 とし、 30年以内 に償還す るものとし、 特別の借 入条件に 基づいて協 定する。		償還方法は、 元金均等 返済方式 とし、 30年以内 に償還す るものとし、 特別の借 入条件に 基づいて協 定する。

平成30年度地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算（第1号）

平成30年度山口県の地方独立行政法人山口県立病院機構特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ112千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,455,020千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

歳 入 歳 出 算 出 算 補 正

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
 (地方債の補正)
 第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。
 第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

起債の目的	補正		後	
	限度額	起債の方法	限度額	償還の方法
1分担金及び負担金	△226	記書借入又は証券発行	330,059	元利均等返済又は元金均等返済(30年以内)
2諸収入	△226	記書借入又は証券発行	329,833	元利均等返済又は元金均等返済(30年以内)
3県債	△100	記書借入又は証券発行	1,500,000	元利均等返済又は元金均等返済(30年以内)
歳入	△100	記書借入又は証券発行	1,500,000	元利均等返済又は元金均等返済(30年以内)
歳出	△112	記書借入又は証券発行	2,455,132	元利均等返済又は元金均等返済(30年以内)
1県立病院機構費	△112	記書借入又は証券発行	2,455,132	元利均等返済又は元金均等返済(30年以内)
歳出	△112	記書借入又は証券発行	2,455,132	元利均等返済又は元金均等返済(30年以内)
第2表 地方債補正	△112	記書借入又は証券発行	2,455,132	元利均等返済又は元金均等返済(30年以内)
変			2,455,020	

平成30年度就農支援資金特別会計補正予算(第1号)

平成30年度山口県の就農支援資金特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ7,676千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ24,413千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

款	入	出	補正額	補正前の額	計
2繰入金	△126		△126	523	397
3繰入金	△126		△126	523	397
4諸収入	1,234		1,234	21,600	22,834
歳入	1,240		1,240	21,565	22,805
歳出		△6	△6	35	29
合計	△6		△6	32,089	24,413
1就農支援資金	△7,676		△7,676	32,089	24,413
歳出	△7,676		△7,676	32,089	24,413
合計	△7,676		△7,676	32,089	24,413

平成30年度国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

平成30年度山口県の国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,796,962千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ145,566,610千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出

予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

(単位 千円)

款 入	項	補正額	補正前の額	計
1分担金及び負担金	1 負担金	27,504	40,234,630	40,262,134
2国庫支出金	1 国庫負担金	1,592,407	34,966,345	36,558,752
	2 国庫補助金	733,292	23,820,619	24,553,911
3療養給付費等交付金	1 療養給付費等交付金	859,115	11,145,726	12,004,841
	2 療養給付費等交付金	322,276	650,144	972,420
4前期高齢者交付金	1 前期高齢者交付金	322,276	650,144	972,420
	2 前期高齢者交付金	21,805	58,918,284	58,940,089
5共同事業交付金	1 共同事業交付金	21,805	58,918,284	58,940,089
	2 共同事業交付金	2,519	106,052	108,571
6財産収入	1 財産運用収入	2,519	106,052	108,571
	2 財産運用収入	△10	264	254
8繰入金	1 他会計繰入金	830,461	7,893,929	8,724,390
	2 基金繰入金	247,944	7,419,764	7,667,708
	合 計	582,517	474,165	1,056,682
歳入		2,796,962	142,769,648	145,566,610
歳出				
款 出				
1総務費	1 総務管理費	1,407	35,019	36,426
	2 運営協議会費	1,662	34,670	36,332
	合 計	△255	349	94
2保険給付費等交付金	1 保険給付費等交付金	3,141,036	119,837,306	122,978,342
	2 保険給付費等交付金	3,141,036	119,837,306	122,978,342

3 後期高齢者支援金等
△45,976 16,794,874 16,748,898

5 介護納付金
1 後期高齢者支援金等
△45,976 16,794,874 16,748,898

7 共同事業拠出金
1 介護納付金
△5,140 5,299,780 5,294,640

8 財政安定化基金支出金
1 共同事業拠出金
△1,106 106,172 105,066

8 財政安定化基金支出金
1 財政安定化基金支出金
△295,036 295,036 0

9 保健事業費
1 保健事業費
△521 13,600 13,079

10 基金積立金
1 基金積立金
△521 13,600 13,079

歳出
1 基金積立金
2,298 316,374 318,672

合 計
2,796,962 142,769,648 145,566,610

平成30年度電気事業会計補正予算(第1号)

(総則)
第1条 平成30年度山口県の電気事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)
第2条 平成30年度電気事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「161,972,000KWH」を「124,088,000KWH」に改める。

(収益的収入及び支出)
第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	補正予定額	既決予定額	計
第1款 電気事業収益	△238,415千円	1,734,575千円	1,496,160千円
第1項 営業収益	△236,715千円	1,694,948千円	1,458,233千円
第2項 附帯事業収益	△1,977千円	26,915千円	24,938千円
第3項 財務収益	51千円	3,173千円	3,224千円
第4項 事業外収益	226千円	9,536千円	9,762千円
支 出			

課 目

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款	電気事業費用	25,340千円	1,456,346千円	1,481,686千円
第1項	営業費用	40,739千円	1,322,654千円	1,363,393千円
第2項	附帯事業費用	△581千円	22,987千円	22,406千円
第4項	事業外費用	△14,818千円	91,587千円	76,769千円
	(資本的収入及び支出)			
第4条	予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額321,327千円は、当年度分損益勘定留保資金89,114千円、過年度分損益勘定留保資金63,070千円、減積立金156,693千円及び当年度資本的収支調整額12,450千円で補てんするものとする。)」を削り、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			
	収入			
科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	1,697,753千円	1,013,686千円	2,711,439千円
第3項	資本剰余金	△1,517千円	11,456千円	9,939千円
第4項	固定資産収入	1,700,000千円	1,000,001千円	2,700,001千円
第5項	雑収入	△730千円	2,229千円	1,499千円
	支出			
科	目	補正予定額	既決予定額	計
第4款	資本的支出	12,635千円	1,335,013千円	1,347,648千円
第1項	建設費	△7,951千円	23,000千円	15,049千円
第2項	改良費	20,586千円	152,219千円	172,805千円
	(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)			
第5条	予算第8条中「職員給与費409,367千円」を「職員給与費435,309千円」に改める。			
	平成30年度工業用水道事業会計補正予算(第1号)			
	(総則)			
第1条	平成30年度山口県の工業用水道事業会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。			
	(業務の予定量)			
第2条	平成30年度工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第2条第1号中「574,378,600㎡」を「575,085,350㎡」に改める。			
	(収益的収入及び支出)			
第3条	予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			

収入

科	目	補正予定額	既決予定額	計
第1款	工業用水道事業収益	△164,841千円	6,738,247千円	6,573,406千円
第1項	営業収益	△98,619千円	6,163,212千円	6,064,593千円
第2項	営業外収益	△66,222千円	575,032千円	508,810千円
	支出			
科	目	補正予定額	既決予定額	計
第2款	工業用水道事業費用	91,899千円	5,805,336千円	5,897,235千円
第1項	営業費用	36,879千円	5,509,418千円	5,546,297千円
第2項	営業外費用	55,020千円	285,915千円	340,935千円
	(資本的収入及び支出)			
第4条	予算第4条中「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,162,395千円は、当年度分損益勘定留保資金911,821千円、過年度分損益勘定留保資金2,882,820千円及び当年度資本的収支調整額367,754千円で補てんするものとする。)」を「(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,692,553千円は、過年度分損益勘定留保資金2,547,010千円、減積立金927,591千円及び当年度資本的収支調整額217,952千円で補てんするものとする。)」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。			
	収入			
科	目	補正予定額	既決予定額	計
第3款	資本的収入	△83,604千円	2,596,606千円	2,513,002千円
第1項	企業債	△50,000千円	1,280,000千円	1,230,000千円
第4項	資本剰余金	△46,413千円	543,661千円	497,248千円
第6項	雑収入	12,809千円	172,944千円	185,753千円
	支出			
科	目	補正予定額	既決予定額	計
第4款	資本的支出	△553,446千円	6,759,001千円	6,205,555千円
第1項	建設費	△6,867千円	1,447,806千円	1,440,939千円
第2項	改良費	△546,874千円	3,873,593千円	3,326,719千円
第4項	償還金	295千円	1,427,601千円	1,427,896千円
	(企業債)			
第5条	予算第6条に定めた企業債を次のとおり補正する。			

平成三十一年三月二十九日印刷

発行人所

山口県知事

起 債 の 目 的	補		正		前		補		正		後	
	限度額 千円	起債の 方法	利 率	償還の 方法	限度額 千円	起債の 方法	利 率	償還の 方法	限度額 千円	起債の 方法	利 率	償還の 方法
小瀬川工業用水道改良 資金	50,000	証書借入 又は 借付	8.0% 以内 ただし 償還に あつて は、直 し率に よる。	30年以内 に毎年元 利は元金 均等又は 元金均等 に償還の とす	50,000	証書借入 又は 借付	8.0% 以内 ただし 償還に あつて は、直 し率に よる。	30年以内 に毎年元 利は元金 均等又は 元金均等 に償還の とす	50,000	証書借入 又は 借付	8.0% 以内 ただし 償還に あつて は、直 し率に よる。	30年以内 に毎年元 利は元金 均等又は 元金均等 に償還の とす
周南工業用水道改良資 金	130,000	証書借入 又は 借付	8.0% 以内 ただし 償還に あつて は、直 し率に よる。	30年以内 に毎年元 利は元金 均等又は 元金均等 に償還の とす	130,000	証書借入 又は 借付	8.0% 以内 ただし 償還に あつて は、直 し率に よる。	30年以内 に毎年元 利は元金 均等又は 元金均等 に償還の とす	130,000	証書借入 又は 借付	8.0% 以内 ただし 償還に あつて は、直 し率に よる。	30年以内 に毎年元 利は元金 均等又は 元金均等 に償還の とす
厚狭川工業用水道改良 資金	400,000	証書借入 又は 借付	8.0% 以内 ただし 償還に あつて は、直 し率に よる。	30年以内 に毎年元 利は元金 均等又は 元金均等 に償還の とす	370,000	証書借入 又は 借付	8.0% 以内 ただし 償還に あつて は、直 し率に よる。	30年以内 に毎年元 利は元金 均等又は 元金均等 に償還の とす	370,000	証書借入 又は 借付	8.0% 以内 ただし 償還に あつて は、直 し率に よる。	30年以内 に毎年元 利は元金 均等又は 元金均等 に償還の とす
厚狭川工業用水道改良 資金	270,000	証書借入 又は 借付	8.0% 以内 ただし 償還に あつて は、直 し率に よる。	30年以内 に毎年元 利は元金 均等又は 元金均等 に償還の とす	250,000	証書借入 又は 借付	8.0% 以内 ただし 償還に あつて は、直 し率に よる。	30年以内 に毎年元 利は元金 均等又は 元金均等 に償還の とす	250,000	証書借入 又は 借付	8.0% 以内 ただし 償還に あつて は、直 し率に よる。	30年以内 に毎年元 利は元金 均等又は 元金均等 に償還の とす
木屋川工業用水道改良 資金	430,000	証書借入 又は 借付	8.0% 以内 ただし 償還に あつて は、直 し率に よる。	30年以内 に毎年元 利は元金 均等又は 元金均等 に償還の とす	430,000	証書借入 又は 借付	8.0% 以内 ただし 償還に あつて は、直 し率に よる。	30年以内 に毎年元 利は元金 均等又は 元金均等 に償還の とす	430,000	証書借入 又は 借付	8.0% 以内 ただし 償還に あつて は、直 し率に よる。	30年以内 に毎年元 利は元金 均等又は 元金均等 に償還の とす

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)
第6条 予算第9条中「職員給与費691,399千円」を「職員給与費732,160千円」に改める。